

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

一三

告示

○大規模小売店舗立地法附則第五項の規定により変更の届出があった件

一三

○大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件

一四

○土地改良区の定款の変更を認可した件二件

一四

○土地改良事業計画を適当と決定した件

一四

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件

一五

○保安林の指定を解除する件

一五

○道路の区域を変更する件

一五

○道路の供用を開始する件三件

一五

○豪雪地帯対策特別措置法により県が行う町道の改築工事の全部を完了した件

一六

○水防警報を発する河川を指定する

一六

件の一部を改正する件

一六

○都市計画を変更した件

一六

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件

一七

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

一七

○産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件

一七

○土地改良事業の工事の完了について届出があった件

一八

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件

一八

○落札者を決定した件二件

一八

福島県企業局

○公印を改刻しその使用を開始する件

一八

福島県病院局

○平成二十二年年度福島県病院局育休任期付職員(薬剤師)採用候補者登録試験を実施する件

一七

福島県選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有

する者の総数の三分の一の数を告示する件

一七

○平成二十年三月二十一日付け定例第九百六十三号中

一七

正誤

規則

福島県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第十号

福島県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

福島県消費生活協同組合法施行細則(昭和四十五年福島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条中「消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号。以下「法」という。)」を「法」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。(共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準)

第一条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号。以下「法」という。)第五十条の五の規定により知事が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、消費生活協同組合法施行規程(平成二十年厚生労働省告示第百三十九号)第四条の二に規定する共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準の例による。

- 第一号様式中「(第1条第1項)」を「(第2条第1項)」に改める。
- 第二号様式中「(第2条第1項)」を「(第3条第1項)」に改める。
- 第三号様式中「(第3条第1項)」を「(第4条第1項)」に改める。
- 第四号様式及び第五号様式中「(第4条第1項)」を「(第5条第1項)」に改める。
- 第六号様式中「(第5条第1項)」を「(第6条第1項)」に改める。
- 第七号様式中「(第6条第1項)」を「(第7条第1項)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(消費生活課)

告示

福島県告示第百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。)附則第五条第一項の規定により、

大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び同法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十二年三月十二日から同年七月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
鹿島ショッピングランド 福島県いわき市鹿島町船戸字京塚三番地
- 二 変更しようとする事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻午前十時、閉店時刻午後七時 (年間六十日に限り午後八時)
(変更後) 開店時刻午前十時、閉店時刻午前二時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前九時三十分から午後七時三十分まで (年間六十日に限り午前九時三十分から午後八時三十分まで)
(変更後) 午前九時三十分から午前二時三十分まで
- 三 変更しようとする年月日
平成二十二年三月五日
- 四 届出年月日
平成二十二年三月三日
- 五 届出をした者
株式会社ふくたや

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年三月十二日から同年七月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番地七ほか五十筆
- 二 変更しようとする事項
駐車場の収容台数
(変更前) 八百七十台
(変更後) 四百八十一台

- 三 変更しようとする年月日
平成二十二年十一月四日
- 四 届出年月日
平成二十二年三月三日
- 五 届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年三月十二日から同年四月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル好間店 福島県いわき市好間町下好間字鬼越百十番地一ほか
- 二 法第八條第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、鹿島町土地改良区から平成二十二年二月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、同年三月四日認可した。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、柳津町土地改良区から平成二十二年三月一日付けで申請のあった定款の変更について、同月三日認可した。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項で準用する同法第八条第一項の規定により、いわき市が絹谷地区に係る農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（基盤整備）を行うための土地改良事業計画を適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
- 三 縦覧の場所

（農村計画課）

福島県告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
- 二 保安林として指定された目的
- 三 解除の理由

（一次の図）は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 二 保安林として指定された目的

三 解除の理由

道路用地とするため。

（治山対策課）

福島県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道富岡大越線	田村市大越町上大越字大田立三番一地从先から同 市大越町上大越字下内一二九番地先まで	変更前	四・五 二九・〇	三五六・六
	田村市大越町上大越字大田立三番一地从先から同 市大越町上大越字下内一二九番地先まで	変更後	一一・五 二九・〇	三一九・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道保原伊達崎桑折線	伊達市保原町字豊田一三番一地从先から同 市保原町字豊田四〇番一地从先まで	平成二十二年三月一五日

（道路計画課）

福島県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道原町川俣線	南相馬市原町区信田字北関ノ内二六番一地从先から 同 市原町区信田字北関ノ内一六番一地从先まで	平成二十二年三月十二日

(道路計画課)

福島県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道富岡大越線	田村市大越町上大越字大田立三番一地从先から 同 市大越町上大越字下内一三三番一地从先まで	平成二十二年三月十二日

(道路計画課)

福島県告示第四百四十八号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十三年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により県が行う町道の改築工事の全部を次のとおり完了した。
平成二十二年三月十二日

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の年月日
唐沢線	南会津郡南会津町湯ノ花字鍛冶沢山丁一四番七二地先から 同 郡同 町宮里字帝釈山国有林二〇林班す四小班地先まで	道路改良	平成二十二年三月十二日

(道路計画課)

福島県告示第四百四十九号

水防警報を発する河川を指定する件（平成十八年福島県告示第三百七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月十二日から施行する。
平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

表名	左岸	右岸
夏井川	いわき市平中平窪字後川原から同市下神谷字沢帯まで	いわき市赤井字田町から同市平下大越字川畑まで
夏井川	左岸 いわき市小川町上小川字川古屋から海まで	右岸 いわき市小川町塩田字平石から海まで

(河川整備課)

福島県告示第五百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、いわき都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

新たに都市計画に含まれた土地の区域

いわき市のうち泉町滝尻字砂井田、小名浜南富岡字入八郷、泉町本谷字作、泉町本谷字道上、泉町本谷字大田、泉町本谷字数馬、常磐馬玉町数馬、小名浜島字館下、小名浜島字西屋、小名浜島字渡地、常磐岩ヶ岡町沢目、常磐岩ヶ岡町京田、小名浜島字八ツ替、常磐西郷町銭田、常磐下船尾町古内、常磐湯本町傾城、常磐湯本町日渡、常磐湯本町宝海、常磐湯本町山ノ神、常磐上湯長谷町梅ヶ平、常磐藤原町斑堂、小名浜字本町、小名浜字定西及び小名浜字辰巳町の各一部の区域

二 都市計画から除外された土地の区域
 いわき市のうち常磐白鳥町清水下、常磐白鳥町坂下、常磐白鳥町小田倉、常磐白鳥町南蟹打、常磐藤原町別所、常磐藤原町大畑、常磐藤原町馬喰坂、常磐湯本町傾城、常磐湯本町日渡、常磐湯本町宝海、常磐湯本町山ノ神及び常磐湯本町高倉の各一部の区域

三 都市計画を変更した土地の区域
 いわき市のうち常磐馬玉町数馬、小名浜島字館下、小名浜島字西屋、小名浜島字渡地、常磐岩ヶ岡町沢目、常磐岩ヶ岡町京田、小名浜島字八ッ替、常磐西郷町銭田、常磐下船尾町古内、常磐湯本町傾城、常磐湯本町日渡及び常磐湯本町宝海の各一部の区域

四 新たに都市計画に車線の数を定めた道路名

三・五・一四二号 船引場原木田線

三・七・一五四号 傾城斑堂線

五 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

六 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称 須賀川市

二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画道路事業 三・四・二百三号関下一里

三 事業認可の年月日 平成二十三年十月九日

四 事業施行期間 (変更前) 平成二十三年十月九日から平成二十二年三月三十一日まで

(変更後) 平成二十三年十月九日から平成二十六年三月三十一日まで

五 事業地 取用の部分 変更なし

使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

(まちづくり推進課)

福島県告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称 白河市

二 都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画道路事業 三・四・百十号道場小路金勝寺線

三 事業認可の年月日 平成六年一月十一日

四 事業施行期間 (変更前) 平成六年一月十一日から平成二十二年三月三十一日まで

(変更後) 平成六年一月十一日から平成二十四年三月三十一日まで

五 事業地 取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十六年福島県告示第百二十九号）の事業地のうち会津町及び金勝寺地内

使用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十六年福島県告示第百二十九号）の事業地に会津町及び金勝寺を加える。

(まちづくり推進課)

公告第九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日 平成二十二年二月十九日

二 名称 特定非営利活動法人豊かなふる里を築く研究会

三 代表者の氏名 大村 一夫

四 主たる事務所の所在地 福島県福島市北中央三丁目九番地の二

五 定款に記載された目的 本会は、熟練（中高年）地質家と多彩な分野での熟練技術者からなる非営利活動組織である。本会はふる里を豊かにするための、そして、そこに住む人々の働く場を増やすための活動を行うものとする。豊かなふる里を築くための活動として、自然環境・生活環境の改善に係わる調査研究・教育普及活動、自然災害及び人類が生み出した環



袖原地区土地改良事業共同施行	関本西部地区土地改良事業共同施行	高玉	宝ノ草	安積疏水土地改良区	高越松ヶ作地区土地改良事業共同施行	上二ノ田地区土地改良事業共同施行	宮下地区土地改良事業共同施行	岡田	南板橋	道下	安達
ほ場整備事業	ほ場整備事業	かんがい排水事業(水路改修)	かんがい排水事業(水路改修)	かんがい排水事業(水路改修)	区画整理事業	ほ場整備事業	ほ場整備事業	基盤整備促進事業(農道)	区画整理事業	基盤整備促進事業(農道)	用水路整備事業
平成一七年九月八日	平成一四年五月一日	平成七年一二月二七日	平成二年一月一七日	平成二年一月一七日	平成二二年三月四日	平成一三年一二月一一日	平成一三年八月一日	平成一二年二月一六日	平成一三年一二月五日	平成九年四月二四日	平成五年九月三〇日
平成一九年一二月三〇日	平成一七年二月二八日	平成八年三月三〇日	平成二年三月三〇日	平成二年三月三〇日	平成二二年三月二七日	平成一四年二月二五日	平成一三年一二月二〇日	平成一七年三月一八日	平成一五年三月二〇日	平成一三年一二月二五日	平成五年一二月二七日

白河市												
泉崎村												
中島村												
鮫川村												
桜久保	木戸沢	伊柳沢	降田	赤小名	大夫平	岡ノ内	二子塚前	館之前	堂ノ下	大木沢	双石	田島
総合事業(農道整備)	総合事業(農道整備)	総合事業(農道整備)	農道整備事業	農道整備事業	農道舗装事業	農道整備事業	農道整備事業	農道整備事業	総合事業(農道整備、水路改修)	中山間集落機能強化等促進事業	農道整備事業	農道整備事業
平成二二年八月二日	平成二二年八月二日	平成二二年八月二日	平成元年九月一三日	平成元年一〇月七日	平成元年一〇月七日	平成四年六月一九日	平成二二年六月二五日	平成元年六月一九日	平成三年五月二九日	平成六年一二月一四日	平成四年九月九日	平成元年九月二五日
平成三年三月一日	平成三年三月一日	平成三年三月一日	平成二二年三月三〇日	平成二二年三月二〇日	平成元年一二月二五日	平成九年三月一八日	平成五年二月一六日	平成四年一月二〇日	平成四年三月二一日	平成八年三月二一日	平成六年三月三一日	平成六年三月三一日

				(旧) 東村									
新高山	形見	東村南 部	形見	鮫川北	大横場	草木	鮫川北	敷 大根屋	前折戸				
農道整備事業	水田農業確立 対策推進事業 (農道整備)	農道整備事業	農道整備事業	中山間総合整 備事業(農道 整備余所内線)	総合事業(農 道整備、水路 工、暗きよ排 水)	総合事業(農 道整備、水路 改修)	中山間総合整 備事業(農道 整備滝前折戸 線)	総合事業(農 道整備、水路 改修)	総合事業(農 道整備、水路 改修)	道整備、水路 改修)	道整備、水路 改修)	道整備	
平成元年七月一	平成四年一二月二 五日	平成三年三月二七 日	平成三年三月五日	平成四年八月一二 日	平成四年八月五日	平成三年七月二日	平成三年一〇月二 五日	平成三年七月二日	平成三年六月五日			日	
平成六年三月二九	平成五年三月三一 日	平成三年三月二九 日	平成三年三月二九 日	平成六年九月一二 日	平成五年三月二九 日	平成五年三月一〇 日	平成四年五月一五 日	平成四年三月二五 日	平成四年三月二五 日			日	

											白河市土地改良 区		(旧) 大信村	
関山口	郷渡	門ノ川	沖田	尾柄沢	入方	敷 板橋屋	明地	真船	新城	野寺				
農道舗装事業	農道舗装事業	農道舗装事業	かんがい排水 事業(水路改 修)	かんがい排水 事業(水路改 修)	農道舗装事業	かんがい排水 事業(水路改 修)	かんがい排水 事業(水路改 修)	かんがい排水 事業	総合事業(農 道整備)	農道整備事業				
平成四年一二月二 五日	平成四年一二月二 五日	平成四年一二月二 五日	平成四年一二月二 五日	平成四年一二月二 五日	平成四年一二月二 五日	平成四年一二月二 五日	平成四年一二月二 五日	平成九年三月二二 日	平成三年九月二四 日	昭和六〇年七月二 九日		日		
平成五年三月三一 日	平成五年三月三一 日	平成五年三月三一 日	平成五年三月三一 日	平成五年三月三一 日	平成五年三月三一 日	平成五年三月三一 日	平成五年三月三一 日	平成一〇年三月三 一日	平成六年三月三一 日	平成六年三月三一 日		日		

萱根	小田ノ里	板橋	田島	桜岡	久田野	板橋	明治	記念	小田川	柳町	中田
農道舗装事業	農道舗装事業	農道舗装事業	農道舗装事業	かんがい排水事業(水路改修)	農道舗装事業	かんがい排水事業(水路改修)	農道舗装事業	かんがい排水事業(水路改修)	かんがい排水事業(水路改修)	かんがい排水事業(水路改修)	農道舗装事業
平成七年三月一五	平成七年三月一五	平成七年三月一五	平成六年一月二〇	平成六年一月二〇	平成六年一月二〇	平成六年一月二〇	平成四年二月一七日	平成四年二月一七日	平成四年二月一七日	平成四年二月二五日	平成四年二月二五日
平成七年三月三一	平成七年三月三一	平成七年三月三一	平成六年三月三一	平成六年三月三一	平成六年三月三一	平成六年三月三一	平成五年三月三一	平成五年三月三一	平成五年三月三一	平成五年三月三一	平成五年三月三一

泉崎村土地改良区	穴堰水系土地改良区											
豆田	庚子司	田中	牛埴	新芳野	下黒川	板橋	二ツ穴	田島	下黒川	桜岡	皮籠	
総合事業(水路改修、暗きよ排水、客土)	総合事業(農業用排水施設)	農道舗装事業	農道舗装事業	農道舗装事業	農道舗装事業	農道舗装事業	農道舗装事業	農道舗装事業	農道舗装事業	農道舗装事業	農道舗装事業	
昭和六三年九月二二日	平成四年八月一〇日	平成八年一月二七日	平成八年一月二七日	平成七年一〇月二二日	平成七年一〇月二二日	平成七年一〇月二二日	平成七年三月一五日	平成七年三月一五日	平成七年三月一五日	平成七年三月一五日	平成七年三月一五日	
平成三年二月一三日	平成五年三月一九日	平成九年三月三一日	平成九年三月三一日	平成八年三月二九日	平成八年三月二九日	平成八年三月二九日	平成七年三月三一日	平成七年三月三一日	平成七年三月三一日	平成七年三月三一日	平成七年三月三一日	

								(旧)表郷村土地改良区	大信土地改良区	
小松	古関	三森	金山	深渡戸	堀之内	池平	石崎	田	堂山腹	踏瀬
総合事業(水路改修、暗き)	総合事業(水路改修、暗きよ排水、客土、農道整備)	総合事業(用排水施設、区画整理、暗きよ排水)	新農山漁村振興特別対策事業(暗きよ排水、客土)	暗きよ排水事業	総合事業(水路改修、暗きよ排水)	かんがい排水事業(水路改修)	客土事業	ほ場整備事業	総合事業(水路改修、暗きよ排水)	総合事業(水路改修、暗きよ排水)
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
平成二年九月一八	昭和六三年八月二四日	平成七年一月二五日	平成四年一月一日	平成三年九月二四日	平成二年九月五日	平成二年九月二五日	平成元年一〇月七日	平成二〇年三月五日	平成三年八月八日	平成七年八月八日
日	日	日	日	日	日	日	日	三日	五日	五日
平成八年三月二八	平成八年三月二八	平成八年三月二五日	平成五年二月二五日	平成四年二月二五日	平成三年三月二七日	平成三年二月二四日	平成元年二月一日	平成二二年二月三日	平成七年二月一日	平成七年二月一日

								(旧)東村土地改良区	(旧)大信村土地改良区	(旧)埴町土地改良区
桜木町	川上	前枝木	台宿	八斗蒔	西河内	北田	田町	北町	田中	
農道舗装事業	かんがい排水事業(排水対策特別型)	農道舗装事業	区画整理事業	農道整備事業	農道整備事業	総合事業(水路改修、農道整備、客土、暗きよ排水)	総合事業(農業用排水施設、暗きよ排水)	総合事業(水路改修、暗きよ排水、農道整備)	総合事業(暗きよ排水、農道整備)	よ排水、客土、区画整理)
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
平成八年二月一日	平成七年一月一日	平成八年二月一日	平成七年二月二二日	平成三年一月二八日	平成二年三月二六日	平成三年五月二三日	平成五年二月一日	平成四年六月九日	平成三年八月二七日	平成四年三月三日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
平成八年四月三〇	平成八年三月二九	平成八年二月二八	平成七年二月二八	平成六年三月一八	平成三年三月二九	平成六年三月二一日	平成六年三月二五日	平成五年三月二五日	平成四年三月三日	平成四年三月三日

丸山	ほ場整備事業	平成元年一月二七日	平成二年五月三一日
稼山	かんがい排水事業(水路改修)	平成二年七月二五日	平成三年三月二〇日
中ノ沢	かんがい排水事業(水路改修)	平成二年一月一日	平成三年三月二〇日
原町	暗きよ排水事業	平成二年二月一日	平成三年三月二〇日
宮地	ほ場整備事業	平成三年一月四日	平成三年三月二〇日
弥平四郎	かんがい排水事業(水路改修)	平成三年一月四日	平成三年三月二〇日
橋屋	かんがい排水事業(揚水機更新)	平成三年二月二日	平成四年三月二〇日
安座	かんがい排水事業(水路改修)	平成五年一月四日	平成五年三月二六日
原町	かんがい排水事業(水路改修)	平成五年一月四日	平成五年三月二六日
福島	かんがい排水事業(水路改修)	平成六年二月九日	平成六年三月三日
程窪	新山村振興農林漁業対策事業	平成四年二月一日	平成六年三月二八日

川土地改良区	平林	農道整備事業	平成元年一月四日	平成二年三月二〇日
柳津町土地改良区	出倉	総合事業(ほ場整備)	平成元年八月一六日	平成三年三月三一日
昭和村土地改良区	松山	総合事業(水路改修、暗きよ排水、客土)	平成三年一月一日	平成四年三月二五日
(旧)遠田貝沼土地改良区	沼尻	かんがい排水事業(樋管改修)	平成四年九月五日	平成五年三月三一日
(旧)高郷村土地改良区	永農	総合事業(暗きよ排水)	平成元年一月一日	平成二年三月二〇日
西谷地	西谷地	総合事業(暗きよ排水)	昭和六〇年七月四日	平成三年三月二〇日
一町新田	一町新田	かんがい排水事業(水路改修)	平成三年一月二日	平成四年三月一九日
新郷	新郷	かんがい排水事業(揚水機)	平成四年二月二四日	平成四年三月一九日
業(区画整理)				

区 大熊町土地改良	区 富岡町土地改良	(旧) 原町市	(旧) 小高町	区 下郷町土地改良	(旧) 日橋堰 ^{ひしほ} 土 地改良区	小ヶ峯	小土山	中南	漆窪	改修
地 赤野谷	大林	片倉	吉名	志源行	界野	総合事業(農 道整備)	総合事業(農 道整備)	総合事業(農 道整備)	総合事業(水 路改修、ほ場 整備、暗きよ 排水)	
かんがい排水 事業(ため池 改修)	県単農村整備 事業(用水路)	農地開発事業	かんがい排水 事業(頭首工 改修、水路改 修)	元気な地域づ くり交付金事 業(農業生産 基盤整備一般)	かんがい排水 事業(水路改 修)	平成四年九月一六 日	平成四年九月一六 日	平成四年九月一六 日	平成二年一〇月一 七日	
平成四年一月二九 日	平成九年一月九日	平成元年八月二日	昭和六二年六月二 九日	平成二〇年七月九 日	平成元年一月一 八日	平成四年九月一六 日	平成四年九月一六 日	平成四年九月一六 日	平成四年三月二〇 日	
平成四年三月三〇 日	平成九年三月二六 日	平成九年三月三一 日	平成五年三月二五 日	平成二一年一月 三〇日	平成四年三月三二 日	平成五年一月一 日	平成四年二月二 四日	平成四年一月三 〇日		

新地町土地改良 区	富倉	大川原	客土事業	平成五年一月二〇 日	平成六年三月一八 日
鹿島町土地改良 区	中丸	鹿島	総合事業(水 路改修、暗き よ排水)	平成三年八月二八 日	平成五年三月三一 日
(旧)小高町土 地改良区	南鳩原	中村迫	県単農村整備 事業(用排水 路)	平成九年三月二六 日	平成九年三月三一 日
	南鳩原	中村迫	県単農村整備 事業(用排水 路)	平成一〇年一月八 日	平成一〇年三月二 〇日
	南鳩原	中村迫	総合事業(暗 きよ排水、客 土、水路新設)	平成三年七月二六 日	平成七年三月三一 日

(農村計画課)

公告第百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

縦覧に供する図書

一 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第101号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年3月12日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
博物館用展示ケース 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成22年1月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栄町オサマ 福島県会津若松市中町1番4号
- 5 落札金額
104,475,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年11月24日

(入札用度課)

公告第102号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年3月12日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
デスクトップ型パソコン 22台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額
1,489,950円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年1月12日

(入札用度課)

福島県企業局

福島県企業局告示第1号

公印を次のように改刻し、平成22年4月1日その使用を開始する。
平成22年3月12日

福島県知事 佐藤 雄平

番号	公印の名称	印影	管守者
1	福島県知事印（企業局用）		経営企画課長

(経営企画課)

福島県病院局

公告第2号

平成22年度福島県病院局育休任期付職員（薬剤師）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成22年3月12日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

- 1 試験を実施する職種
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 2 登録予定人員
薬剤師 1名程度
- 3 試験期日

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十二年三月二日現在において、次のとおりである。

平成二十二年三月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、二六四
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三四三、八六六
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

伊達郡	二九、六五七	福島市	七八、九八八
安達郡	一八、二七一	会津若松市	三一、六二八
岩瀬郡	八、五一九	郡山市	八九、一四二
南会津郡	八、七二一	いわき市	九四、五七四
耶麻郡	一三、九八二	白河市	一二、六四二
河沼郡	九、三一六	原町市	一二、七六二
大沼郡	八、五二四	須賀川市	一八、〇六〇

選挙区

西白河郡	一八、〇三五	喜多方市	九、一八五
東白川郡	九、七八九	相馬市	一〇、三五三
石川郡	一二、三六三	二本松市	九、一二三
田村郡	一九、九四五		
双葉郡	一九、九四九		
相馬郡	一〇、八七七		

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

一八五	下	一三	二五・〇	一七・〇
-----	---	----	------	------

○平成二十年三月二十一日付け定例第九百六十三号中
（原稿誤り）